

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成28年1月29日

【会社名】 株式会社フジ・コーポレーション

【英訳名】 FUJI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 遠藤文樹

【本店の所在の場所】 宮城県黒川郡富谷町成田一丁目7番1号

【電話番号】 (022)348 - 3300

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部部長 多賀睦実

【最寄りの連絡場所】 宮城県黒川郡富谷町成田一丁目7番1号

【電話番号】 (022)348 - 3300

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部部長 多賀睦実

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 183,943,200円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年1月5日付をもって東北財務局長に提出した有価証券届出書及び平成28年1月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成28年1月29日に有価証券報告書(第43期(自平成26年11月1日至平成27年10月31日))及び臨時報告書を東北財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券報告書を組込情報とし、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて
- 2 臨時報告書の提出
- 3 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年1月5日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成28年1月5日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年1月29日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年1月29日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年1月5日)までの間において、平成27年1月29日の定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成27年1月30日に臨時報告書を東北財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年1月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金20円 総額188,077,320円

ロ 効力発生日

平成27年1月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

沼倉歎一を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

邊見慶二郎を監査役に選任するものであります。

第4号議案 定款一部変更の件

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第32条(社外取締役の責任限定契約)及び第44条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

なお、定款第32条(社外取締役の責任限定契約)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	77,616	81	—	(注) 1	可決 (99.90%)
第2号議案 取締役1名選任の件 沼倉歓一	70,845	6,852	—	(注) 2	可決 (91.18%)
第3号議案 監査役1名選任の件 邊見慶二郎	77,284	413	—	(注) 2	可決 (99.47%)
第4号議案 定款一部変更の件	77,551	146	—	(注) 3	可決 (99.81%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第43期事業年度)の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年1月29日)までの間において、平成28年1月28日の定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成28年1月29日に臨時報告書を東北財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年1月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金25円 総額235,092,800円

ロ 効力発生日

平成28年1月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、遠藤文樹、佐々木正男、千葉和博、多賀睦実、川村尚言、小林秀貴、栗原昭彦、猪股潔、沼倉歓一の9名を選任するものであります。なお、沼倉歓一は社外取締役であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、桜井秀敏、佐藤茂、檜山公夫の3名を選任するものであります。なお、佐藤茂及び檜山公夫は社外監査役であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	80,711	31	—	(注) 1	可決 (99.96%)
第2号議案 取締役9名選任の件					
遠藤文樹	75,747	4,995		(注) 2	可決 (93.81%)
佐々木正男	80,675	67			可決 (99.92%)
千葉和博	80,675	67			可決 (99.92%)
多賀睦実	80,645	97			可決 (99.88%)
川村尚言	80,674	68	—		可決 (99.92%)
小林秀貴	80,674	68			可決 (99.92%)
栗原昭彦	80,675	67			可決 (99.92%)
猪股潔	80,675	67			可決 (99.92%)
沼倉歎一	72,869	7,873			可決 (90.25%)
第3号議案 監査役3名選任の件					
桜井秀敏	80,502	240		(注) 2	可決 (99.70%)
佐藤茂	80,376	366	—		可決 (99.55%)
檜山公夫	80,664	78			可決 (99.90%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(訂正前)

3 最近の業績の概要について

<後略>

(訂正後)

「3 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日	平成27年1月30日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期第3四半期)	自 平成27年5月1日 至 平成27年7月31日	平成27年9月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日	平成28年1月29日 東北財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 1月27日

株式会社フジ・コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀬 戸 卓

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 今 江 光 彦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジ・コーポレーションの平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジ・コーポレーションの平成27年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年1月5日開催の取締役会において、公募増資による新株式の発行ならびに当社株式の売出し及び第三者割当増資による新株式の発行を行うことを決議しており、公募による新株式の発行については平成28年1月26日に払込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジ・コーポレーションの平成27年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フジ・コーポレーションが平成27年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。